

募集要領

この要領は、企画提案募集（公募型プロポーザル）に参加しようとする者が留意すべき事項について定めたものであり、提案者は以下の事項を了知し、企画提案書を提出するものとする。

なお、本企画提案募集は、愛媛県の令和6年度9月補正予算の成立を経て実施するものであり、事業の中止や内容の変更もあるので留意すること。

1 委託業務の概要

- (1) 業務名 SEMICON Japan 2024 愛媛県ブース出展支援業務
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和7年1月31日（金）まで
- (3) 業務内容 別添「仕様書」のとおり
- (4) 委託上限金額 3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 応募要件

本企画提案に参加しようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て及び会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

3 企画提案の手続

(1) 参加表明書（様式1）の提出

- ① 提出期限：令和6年9月30日（月）17時まで（必着）
- ② 提出方法：FAX又は電子メールによる

※提出後、下記の提出先へ電話により着信の確認を行うこと

- ③ 注意事項：参加表明書の提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式3）を提出すること。

(2) 質問及び回答

質問がある場合は、上記（1）と併せて「質問書（様式2）」を提出すること。

- ・ 電話や口頭、受付期間外の質問は、原則受け付けない。
- ・ 質問内容及び回答については、参加表明のあった全ての者に対して電子メールにより回答するが、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。
- ・ 他の参加申込者からの企画提案書の提出状況に関する質問等、公平性の確保及び公正な選考を妨げるおそれがある質問については、回答しない。

(3) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限：令和6年10月9日（水）17時（必着）
- ② 提出方法：持参又は郵送による。
- ③ 提出物及び提出部数

ア 企画提案提出書（様式4）	1部
イ 同種又は類似業務の受注実績表	1部
ウ 企画提案書（様式任意）	5部

企画提案書には、以下の事項を記載すること。

- ・ ブースの平面図、立体図

- ・事業実施体制
- ・実施スケジュール

工 見積書（様式任意） 1部

見積りに係る積算内訳を別途添付すること。また、内訳には積算根拠（単位、数量、単価及び金額）を具体的に記入すること。

(4) 留意事項

- ①参加表明書及び企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び企画提案書等を無効とする。
- ②提出期限までに参加表明書及び企画提案書等を提出しない者は、辞退したものとみなす。
- ③提出された参加表明書及び企画提案書等は返却せず、企画提案者の選定及び企画提案書の評価・審査以外には、企画提案者に無断で使用しない。なお、審査に必要な最小限の範囲内で、複製を作成することがある。
- ④参加表明書及び企画提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は、原則として認めない。ただし、愛媛県から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ⑤企画提案書は、1者につき、1案のみの提出とすること。
- ⑥次のいずれかに該当する場合は、参加表明書及び企画提案書等の提出を無効とする。
 - ・民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
 - ・誤字、脱字等により、必要事項が確認できない提案
 - ・その他、企画提案に関する条件に違反した提案

4 選定方法

- (1) 審査会において、提出された企画提案書を別添「審査要領」を基に審査を行い、審査員ごとに得点が高い提案者から順位を付し、最も多くの審査員から得点1位に選定された者を最優秀提案者として選定する。
- (2) 次のいずれかに該当するときは、選定の対象から除外する。
 - ・見積額が、委託料上限額を超えるとき。
 - ・企画提案書の提出後に、参加資格を満たさないことが判明したとき。
 - ・その他、企画提案者を委託先とすることが著しく不相当と認められる事実が判明したとき。
- (3) その他、選定方法について疑義が生じた場合は、必要に応じて審査会で協議の上定めるものとする。
- (4) 審査の結果は、全ての企画提案者に書面で通知する。なお、本審査に関する質問や異議には、一切応じない。

5 契約方法

- (1) 委託契約にあたっては、選定された企画提案の内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀提案者と提案内容に沿って契約内容の協議・調整を行った上で、県と提案者の双方が合意に至った場合に契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案の内容の一部を変更する場合がある。
- (2) 契約保証金は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。
- (3) 別添「委託業務仕様書」は、本件業務の最低水準を示したものである。最優秀提案者の企画提案内容によっては、締結する契約書の仕様書は、県と提案者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容を追加又は修正する場合がある。
- (4) 最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査において次点となった者を最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

6 公平な企画提案の確保

- (1) 企画提案者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等

に抵触する行為を行ってはならない。

- (2) 企画提案者は、競争を制限する目的で他の企画提案者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案者は、最優秀提案者の選定前に、他の企画提案者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画提案者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該企画提案者を企画提案審査に参加させず、又は企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

7 その他

- (1) 出展マニュアルが必要な場合は別途申し出ること。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て、企画提案者の負担とする。
- (3) 企画提案書の著作権は各企画提案者に帰属するが、最優秀提案者の企画提案書の著作権は、委託契約を締結した時点で、愛媛県に帰属するものとする。
- (4) 企画提案書に特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている内容を含む場合、当該権利の使用に係る調整は企画提案者が行うとともに、その使用に係る費用は、委託料に計上するものとする。
- (5) 委託業務における成果品の著作権は、愛媛県に帰属するものとする。
- (6) 企画提案書の提出をもって、企画提案者が実施要領の記載内容に同意したものとみなす。

8 問合せ及び書類提出先

愛媛県経済労働部 企業立地課 海運振興グループ
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
T E L : 089-912-2260
F A X : 089-912-2259
メール : kigyoricchi@pref.ehime.lg.jp